

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本県では、建設分野における調査、設計、施工から維持管理のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携して公共土木施設等のインフラ設備をより効果的・効率的にマネジメントしていくため、令和3年3月に「広島デジフラ構想」（以下「本構想」という。）として、目指す姿や具体的な40項目の取組をとりまとめた。

今後は、新たなデジタル技術の進展や、各取組の進捗状況に基づき、他分野への応用や、複数の取組を組み合わせた新たな取組への発展も見込んでおり、取組内容・ロードマップの見直し、新たな取組の追加等を随時実施していくこととしている。

これらを踏まえ、本業務は、本構想全体のマネジメント及び各取組の具体化に対する調査・取組内容の検証や、関係者のデジタルリテラシー向上のための研修など、本構想を着実に推進するために必要な支援を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

「令和3年度広島デジフラ構想推進支援業務 委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月22日まで

(4) 事業予算額（費用の上限額）

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「申請書等」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる申請書等を提出すること。

- ・公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1-1）
- ・会社概要説明書（様式1-2）

② 申請書等の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、申請書等を無効とするとともに、指名除外措置を行うことがある。

(2) 仕様書等に対する質問について

① 仕様書等に対する質問がある場合は、令和3年8月20日（金）午後5時までに仕様書等に対する質問書の様式（様式2）により提出すること。

② 上記の質問に対する回答については、令和3年8月24日（火）午後5時までに公募型プロポーザル参加者全員に電子メールにより回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 提案書について

① 提出書類等

「令和3年度広島デジフラ構想推進支援業務提案書作成要領」によること。

- ② 提案書の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 提案書に虚偽の記載をした者については、提案書を無効とするとともに、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 提出された提案書は、返却しない。
- ⑤ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には使用することがある。
 - (ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
 - (イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合
- ⑥ その他
 - (ア) 提案書の再提出は、提案書の提出期限内に限り認める。
 - (イ) 提案書を取り下げる場合は、取り下げ願い書（任意様式）を提出するものとする。なお、提案書提出期限から契約締結までの間に公募型プロポーザル参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書を提出するものとする。また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。
 - (ウ) 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- (4) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
 - ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を郵送又は手交により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県土木建築局建設DX担当に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和3年9月8日（水）午後5時までに、その旨を記載した書類（任意様式）を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和3年9月10日（金）午後5時までに、書面により行う。
- (5) 支払条件
 - 業務完了後の一括払いとする。ただし、発注者が受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払いすることができることとする。
- (6) 手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 関係資料について
 - 本件に関し、本県から受領又は閲覧した資料等は、本県の承諾なく公表又は使用してはならない。
- (8) 第三者の権利
 - 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
 - 公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
 - 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金

公告に定めるとおり

- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 契約書（案）
- 令和 3 年度広島デジフラ構想推進支援業務 委託仕様書
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式（様式 1 - 1）
- 会社概要説明書（様式 1 - 2）
- 業務履行実績説明書（様式 1 - 3）
- 仕様書等に対する質問書の様式（様式 2）
- 令和 3 年度広島デジフラ構想推進支援業務 提案書作成要領
- 令和 3 年度広島デジフラ構想推進支援業務 提案書評価要領

【問い合わせ先】

広島県土木建築局建設 D X 担当

担当：岡崎，廣重

電話 082-513-3862（ダイヤルイン）